

「遍照の会」会則

宗教法人満福寺

第1条（名称）本会は「遍照の会」と称する

第2条（目的）本会は変貌しつつある家族を取り囲む現実や意識、それに伴う「墓」の在り方に対する新たな要求に応じて次の項目を目的とする。

- 1、墓地承継者不在の方、その他諸事情のある方のため、永代供養墓の永代使用権の提供と、永代に渡る供養をすること。
- 2、生前からの交流を通して永代供養墓について理解を深め、共に充実した「生」と心やすらかな「死」を考え共有すること。

第3条（事務所）本会の事務所は宗教法人「満福寺」内におく。

第3条（会員）1、本会は満福寺永代供養墓に納骨供養を契約した者で会の趣旨に賛同し所定の会費を納入した者を会員とする。

- 2、会員が物故者となった場合その縁故者が会費を納入することで会員となることできる。

第4条（活動条件）過去の宗教、宗派は問わないが、入会後の宗教活動及びそれ等に関わるすべての法要、儀礼等は満福寺の法式に従って行われる。

第5条（会費）本会の会費は入会時の基本会費(10,000)と年会費(3,000)を以て会費とする。

第6条（事業）本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、年1回の仏事の事業
- 2、会員相互の親睦、法話会等のイベント。
- 3、その他、本会の目的達成に必要な事業。

第7条（禁止事項）下記の各項に該当する場合は永代供養墓使用権を失うと共に会員の資格も失うものとする。その際会費の返還はしない。

- 1、本会の会員に対し、他宗教、他宗派の布教活動、入信活動をしたり満福寺住職の主宰でなく他宗教、宗派の法要、儀礼を行った場合。
- 2、本会会則等に違反したり本会の運営を害する行為を行った場合。

第8条（退会）諸般の事情によって退会せざるを得なくなった場合、事務所に申し出て退会することができる。但し既納された会費は返還はしない。

第9条（責任運営団体）本会の責任団体は宗教法人「満福寺」とする。